

原子力事業者による生活物資等の支援体制

- 関西電力では、災害時に福井県、滋賀県、岐阜県及び関係市町が備蓄する生活物資が不足する場合に備え、原子力事業本部及び原子力発電所に備蓄している食料、生活物資等を支援する備蓄体制を整備。
- さらに、バックアップとして京都府、滋賀県、大阪府等の本店・支社及び近隣の事業所に備蓄している生活物資について出来る限り支援する。
- 物資等の輸送に関しては、関西電力が非常災害時に備えて、日常から物流業務を委託している民間業者と締結した資機材全般の輸送に係る協定を活用する。

生活物資の備蓄状況

| | 食料品 (食) | 飲料水 (リットル) | 毛布 (枚) |
|----|------------|---------------|-----------|
| 合計 | 59,600 | 14,000 | 1,300 |

※H29.8時点

※物資の供給は、各府県からの要請に基づき、各事業所に備蓄されている物資を総合的に運用のうえ、要請に対応。

※上記備蓄数でも不足する場合は、必要に応じて流通物資を活用して生活物資の確保に努める。

※その他、携帯トイレ等についても備蓄をしている。

災害時における物資の輸送に関する協定等の締結状況

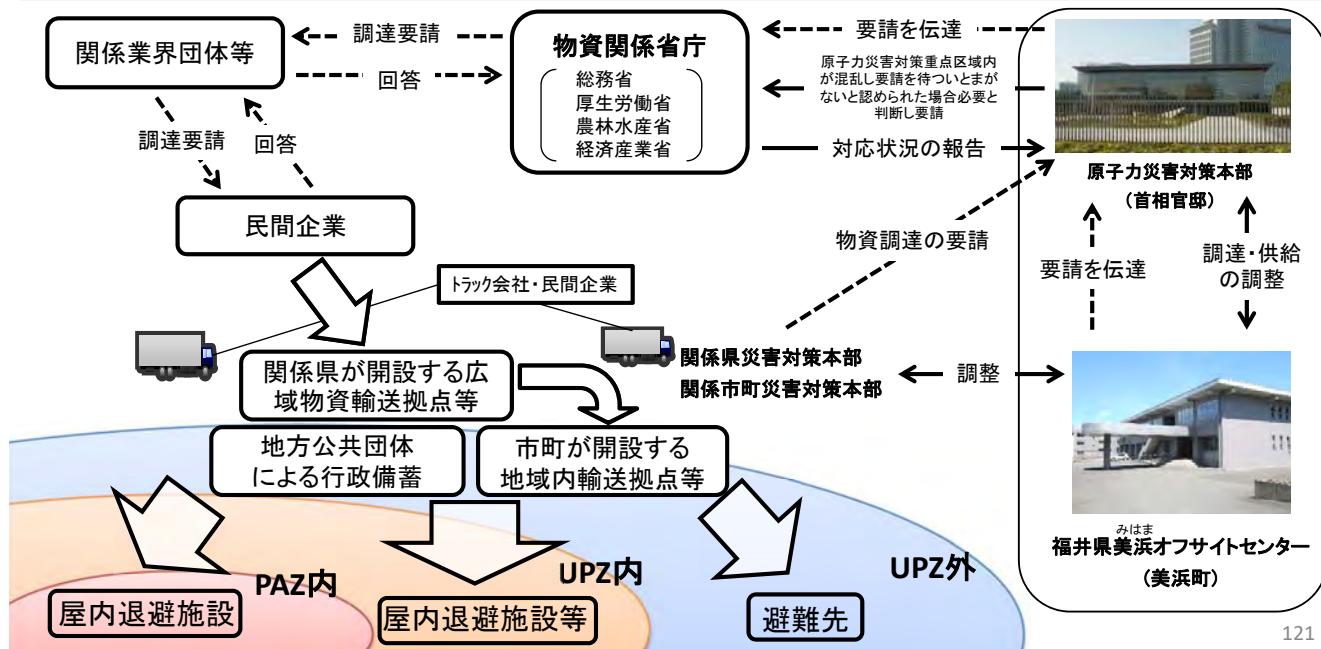
| 協定の種類 | 内容 | 締結民間企業等 |
|--------------------------------|------------|-----------|
| 非常災害時における資機材等の輸送用車両の優先提供に関する協定 | 輸送車両の優先利用等 | 関西圏域の民間業者 |



120

国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

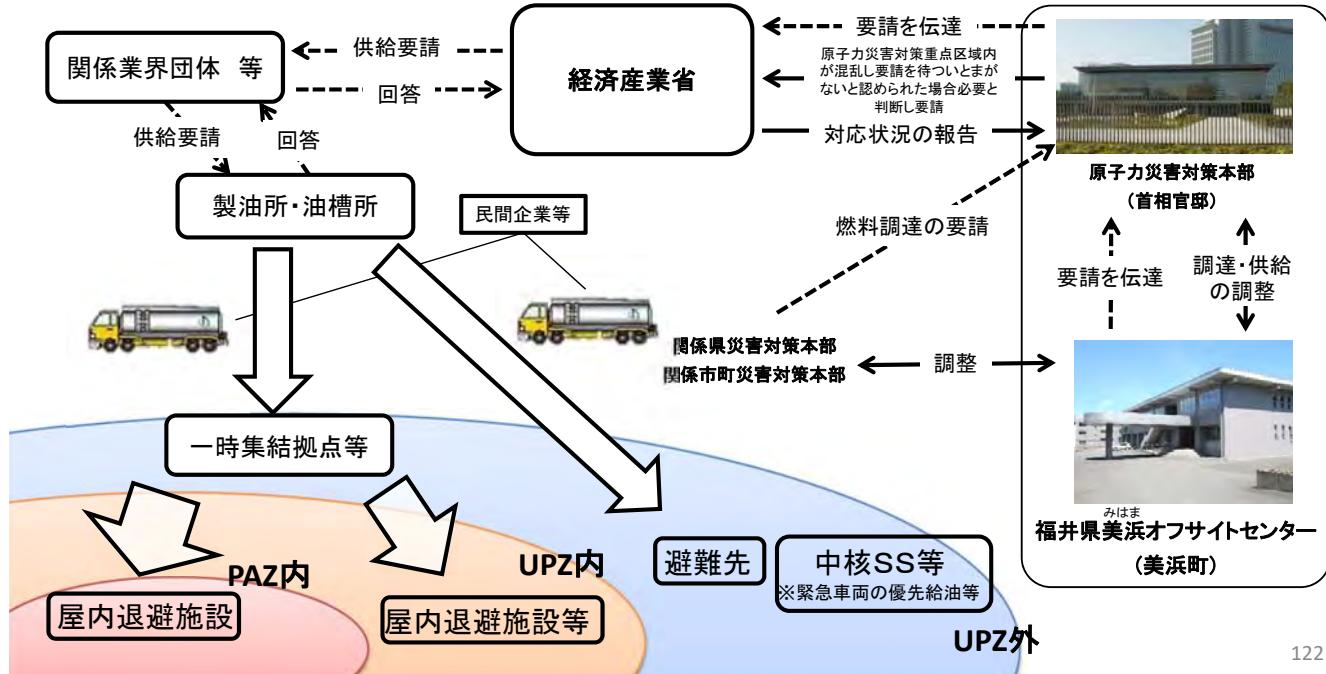
- 関係県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、関係県及び関係市町から、国の原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待つとまがないと認められた場合等、国の原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、関係県が開設する広域物資輸送拠点等への物資搬送を行う。
- 民間事業者が搬送を行う場合には、関係県は、民間事業者の安全確保の観点から、必要な情報や線量計・防護服などを提供する。



121

国による物資（燃料）の供給体制

- 関係県及び関係市町が備蓄している燃料が不足する場合、関係県及び関係市町から、国の原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待つとまがないと認められた場合、国の原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、または要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から屋内退避施設や避難先等への搬送を行う。
- 民間事業者が搬送を行う場合には、関係県は、民間事業者の安全確保の観点から、必要な情報や線量計・防護服などを提供する。



122

主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体

- 被災者の生活の維持のために必要な物資(食料等の生活用品等)の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。

| 物資の種類 | 担当省庁 | 主要緊急物資 | 主な関係業界団体等 |
|--------------|-------|----------------------|--|
| 給水 | | 飲料水 | 周辺自治体水道局 |
| 医薬品等 | 厚生労働省 | 一般薬、紙おむつ、マスク 等 | 日本OTC医薬品協会、日本製薬団体連合会、日本医療機器産業連合会、日本医薬品卸売業連合会 等 |
| 食料等 | 農林水産省 | パン、即席めん類、おにぎり、缶詰 等 | 各種食品産業関係団体 等 |
| 生活必需品 | | 仮設トイレ、トイレットペーパー、毛布 等 | 什器・備品レンタル協会、日本家庭紙工業会、日本毛布工業組合 等 |
| 燃料(石油・石油ガス等) | 経済産業省 | ガソリン、軽油 等 | 石油連盟、全国石油商業組合連合会、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC) 等 |

| 貸出用機材の種類 | 担当省庁 | 主要緊急物資 |
|----------|------|-------------------------------------|
| 通信機器 | 総務省 | 災害対策用移動通信機器 (衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機) |

※物資の調達・供給に係る、関係機関等の基本的な対応については、P121、122の体制に基づき実施。

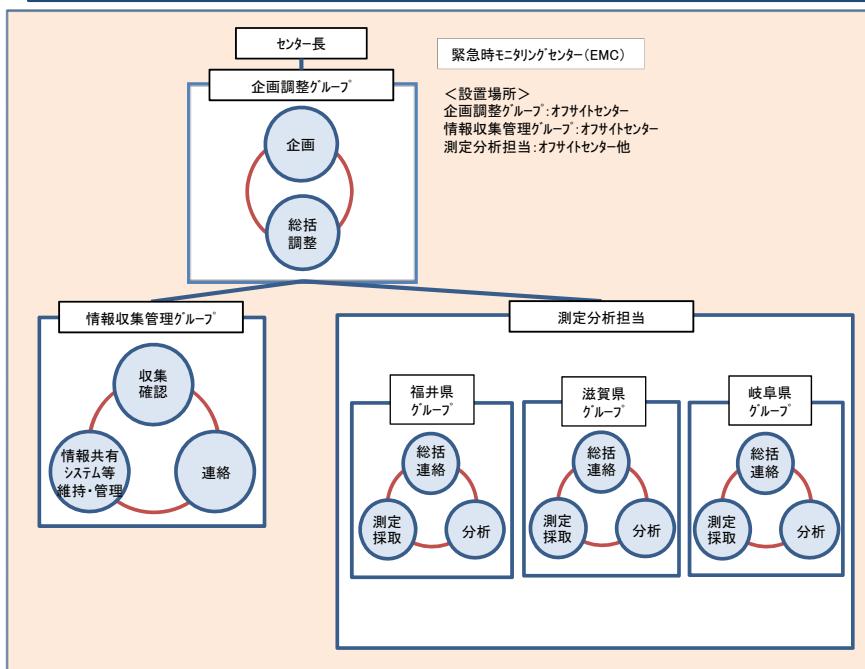
123

9. 緊急時モニタリングの実施体制

124

緊急時モニタリングの体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター(EMC)を設置する。
- 緊急時モニタリングセンター(EMC)の体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを福井県美浜オフサイトセンターに、測定分析担当は、それぞれの県に拠点を設置する。
- 美浜原子力規制事務所に1名、敦賀原子力規制事務所に1名の美浜地域を担当する上席放射線防災専門官を配置し、緊急時モニタリング体制を強化する。



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

美浜地域緊急時モニタリング体制

- 美浜地域におけるUPZ内及びその周辺の福井県、滋賀県及び岐阜県の10市町（福井県7市町、滋賀県2市、岐阜県1町）に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点111地点（PAZを除く福井県65地点、滋賀県20地点、岐阜県1地点、原子力事業者25地点）を設定し、防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- 美浜発電所敷地内及びPAZ内では、17地点の測定局で連続測定を実施。
- UPZ外については、必要に応じて国及び原子力事業者が航空機やモニタリングカー等の機動的手法を用いて緊急時モニタリングを実施。



126

福井県における環境放射線モニタリング機器

- モニタリングポスト
 - ・モニタリングポスト（福井県：55局（水準調査用11局を含む。）、原子力事業者：60局）及び簡易型電子線量計観測局（55局）で、福井県域の放射線量等を測定
 - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト（18台）を配備
- モニタリングカー
 - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングポスト【115局】



簡易型電子線量計観測局【55局】
(バッテリー付)



可搬型モニタリングポスト【18台】
(バッテリー付)



ガンマ線核種分析ラボ車【1台】
(高機能モニタリングカー)



モニタリングカー【1台】



可搬型ダストヨウ素サンプラー【5台】

127

滋賀県における環境放射線モニタリング機器

- モニタリングポスト
 - ・モニタリングポスト(15局(水準調査用9局を含む。))及び電子式線量計(15局)で、滋賀県域の放射線量等を測定
 - ・万一、モニタリングポストが使えなくなった場合に備えるとともに、モニタリングポストの設置数を補完するため、可搬型モニタリングポスト(12台)を配備
- モニタリングカー
 - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングポスト【15局】



可搬型モニタリングポスト【12台】



電子式線量計【15局】



モニタリングカー【2台】



大気モニタ【4局】



可搬型ダストヨウ素サンプラー【2台】

128

岐阜県における環境放射線モニタリング機器

- モニタリングポスト
 - ・モニタリングポスト(岐阜県:12局(水準調査用7局を含む。))で岐阜県域の放射線量等を測定
 - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(1台)を配備
- サンプルチェンジャー付ヨウ素サンプラー(1台)、可搬型ダストヨウ素サンプラー(2台)を配備



モニタリングポスト【12局】



可搬型モニタリングポスト【1台】



サンプルチェンジャー付ヨウ素サンプラー【1台】

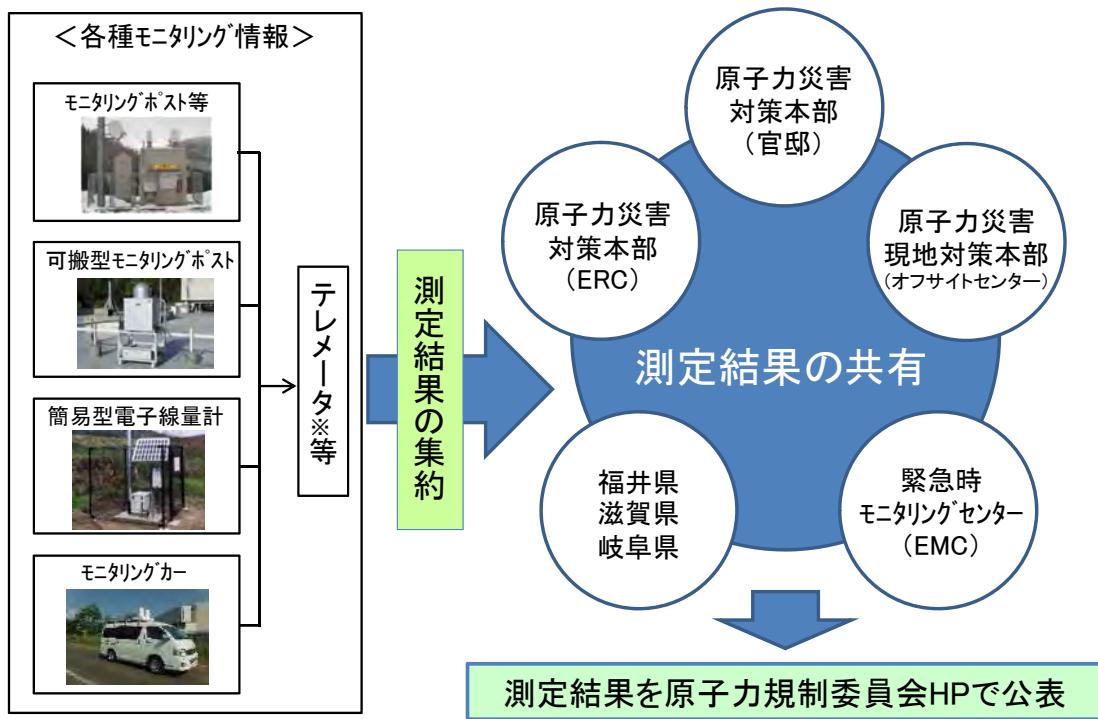


可搬型ダストヨウ素サンプラー【2台】

129

緊急時モニタリング結果の共有及び公表

- ▶ 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。

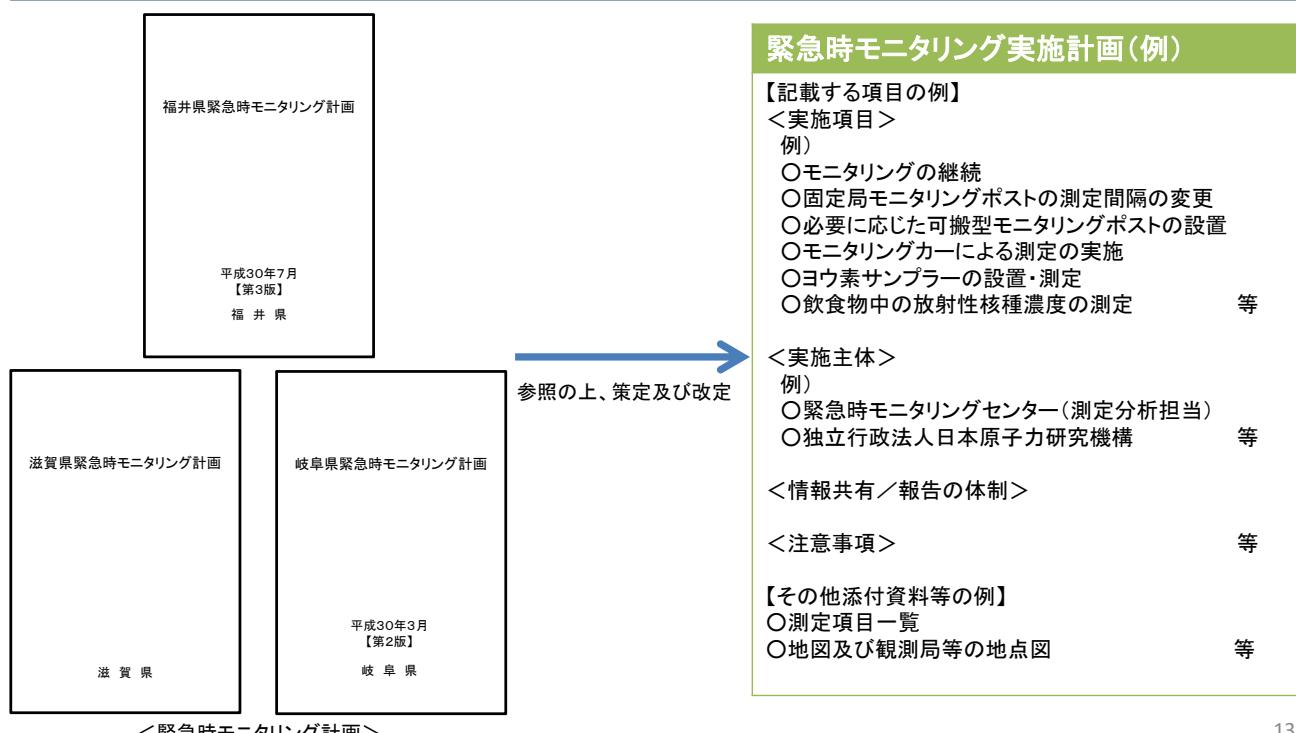


※テレメータ:モニタリング情報収集装置

130

緊急時モニタリング実施計画

- ▶ 福井県、滋賀県、岐阜県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
▶ 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参考して緊急時モニタリング実施計画を定めるほか、事態の進展に応じた同実施計画の改定等を行う。



<緊急時モニタリング計画>

131

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等(以下「関係機関」という)から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定

関係機関の保有資機材数
(平成30年度調査による。福井県、滋賀県、岐阜県
関西電力を除く。)

| | 要員 (数) | 可搬型 モニタリング ポスト(台) | モニタリング カー(台) |
|--------------|-----------|-------------------------|-----------------|
| 国 | 14 | 66 | 19 |
| 道府県 | 792 | 239 | 37 |
| 原子力 事業者 | 578 | 62 | 31 |
| 関係指定 公共機関 | 96 | 6 | 2 |

132

みはま 美浜地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施

- 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、福井県、滋賀県及び岐阜県では既設モニタリングポスト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を関連付けている。既設モニタリングポスト等の全てについて非常用電源を設置しているほか、既設モニタリングポスト等の故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。

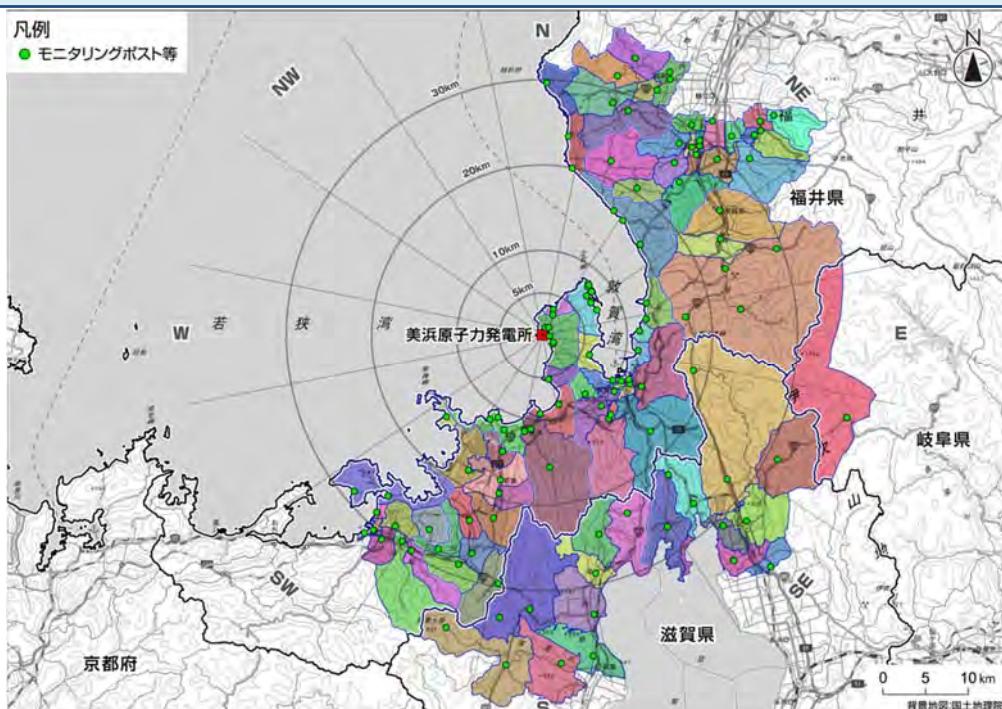


図 美浜地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

133

- モニタリングポスト
 - ・モニタリングポスト等(計6局)で、周辺監視区域境界付近の放射線量等を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(6台)
- 可搬型モニタリングポスト
 - ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型モニタリングポストを設置して、原子炉格納施設を囲む8方位(モニタリングポスト等の代替用6台を含む10台)の放射線量を測定
- モニタリングカー
 - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー(1台)を配備
- 可搬型放射線計測装置
 - ・発電所及びその周辺の放射線量等を測定
- オフサイトの協力
 - ・緊急時モニタリングセンターに必要な人員を派遣するほか、状況に応じて可搬型モニタリングポスト等の資機材を活用して、オフサイトの緊急時モニタリングに協力



モニタリングポスト等【6局】

可搬型モニタリングポスト【10台】
(衛星系回線による通信機能付)

モニタリングカー【1台】



可搬式ダストサンプラー

ZnSシンチレーション
サーベイメータ

β線サーベイメータ



(サーベイメータ類)



主な可搬型放射線計測装置の例

モニタリング車に搭載する可搬型測定機材の例

134

10. 原子力災害時の医療等の実施体制 (安定ヨウ素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

PAZ内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布

- 福井県美浜町及び敦賀市では、安定ヨウ素剤の住民説明会を平成26年より開催し、同時に事前配布を実施した。福井県では令和2年4月現在、685人に配布した。今後も継続して、未配布者に対するフォローを実施。
- 乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤についても事前配布と備蓄を実施。



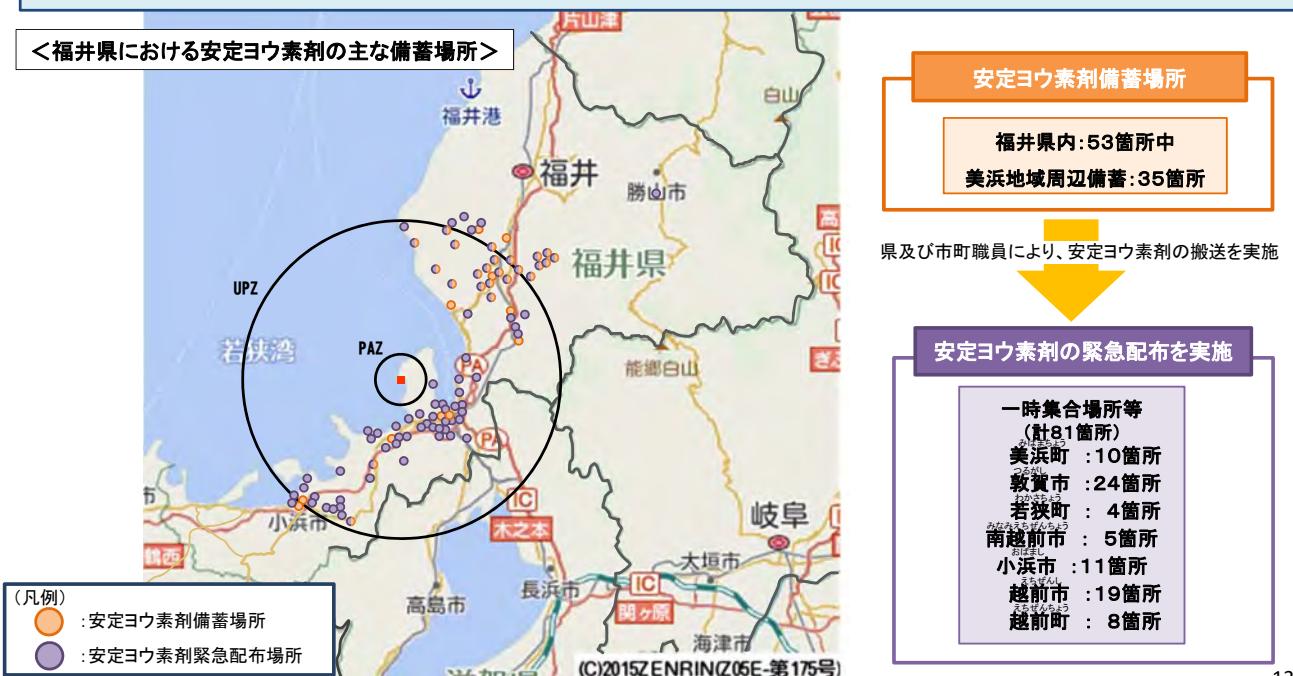
※対象住民数
令和2年4月現在
※配布者数
令和2年4月現在

136

福井県における避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

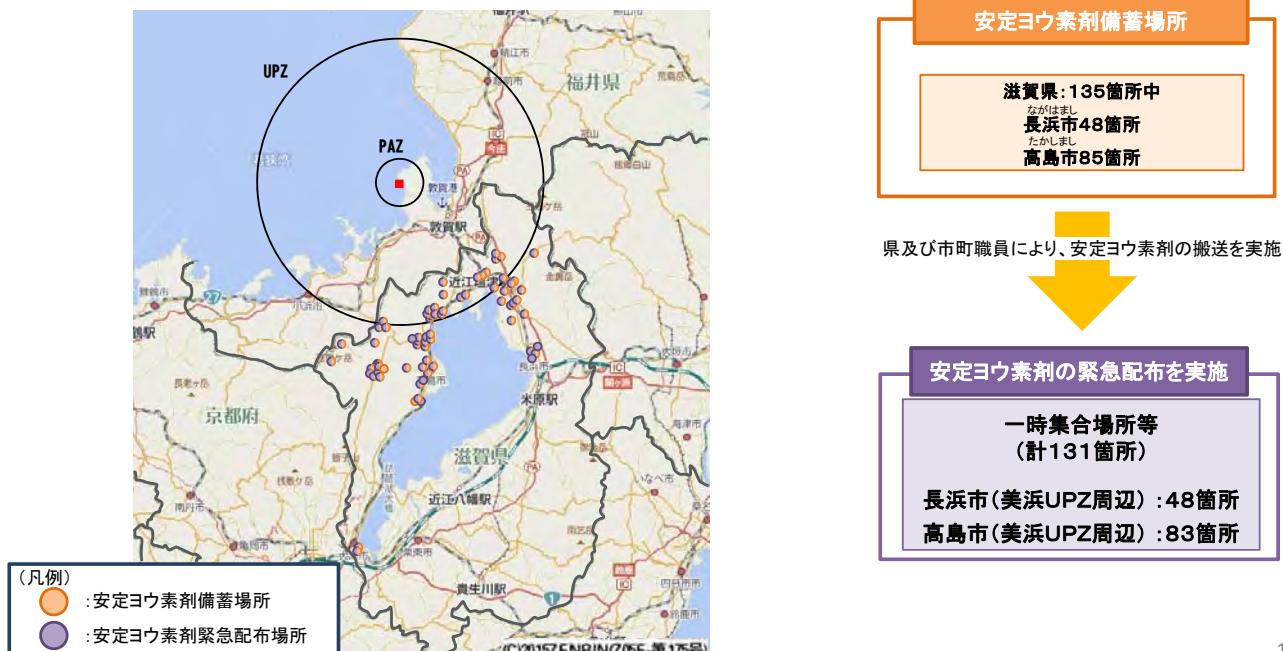
- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、福井県は計53箇所の施設に合計で丸剤1,920,000丸を備蓄及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤31,200包を備蓄。
- 緊急配布は県及び関係市町職員が、備蓄先より一時集合場所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施。
- 原子力事業者は、福井県から要請があった場合は可能な範囲で備蓄している安定ヨウ素剤を貸与。

<福井県における安定ヨウ素剤の主な備蓄場所>



- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、滋賀県は計135箇所の施設に合計で丸剤589,000丸、乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤4,660包を備蓄。
- 緊急配布は備蓄場所となっている一時集合場所等にて、県及び関係市職員が、対象住民等に順次配布・調製を実施。

<滋賀県における安定ヨウ素剤の主な備蓄場所>



138

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、岐阜県は計4箇所の施設に合計で丸剤1,056,000丸と粉末剤7,000gを備蓄及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤300包を備蓄。
- 緊急配布は県及び揖斐川町職員が、備蓄先より一時集合場所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施。

<岐阜県における安定ヨウ素剤の備蓄場所>



139